報告第２号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第２項の規定によりこれを報告する。

平成３１年 ４ 月２４日　報　告

守谷市長　　松　丸　修　久

報　告	頁　数
2号	1

専　決　処　分　書

守谷市税条例等の一部を改正する条例について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

平成３１年　３　月３１日

守谷市長　　松　丸　修　久

報告	頁数
2号	2

守谷市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３１年 ３ 月３１日

守谷市長 松丸修久

守谷市条例第 12 号

守谷市税条例等の一部を改正する条例

（守谷市税条例の一部改正）

第１条　守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「においては，」を「には，」に，「同項第１号に掲げる寄附金」を「同条第２項に規定する特例控除対象寄附金」に改め，同条第２項中「第３１４条の７第２項」を「第３１４条の７第１１項」に改める。

第９４条第８項中「たばこ税」を「金額」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「平成４３年度」を「平成４５年度」に，「附則第５条の４の２第６項（同条第９項」を「附則第５条の４の２第５項（同条第７項」に改め，同条第２項を削り，同条第３項中「第１項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め，同項を同条第２項とする。

附則第７条の４中「第３１４条の７第２項第２号」を「第３１４条の７第１１項第２号」に改める。

附則第９条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め，同条第１項中「によって」を「により」に，「第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金」を「第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金」に，「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に，「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）」に改め，同条第２項及び第３項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第９条の２中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に，「においては」を「には」に改める。

附則第１０条の２第５項中「附則第１５条第３２項第１号イ」を「附則第１５条第３３項第１号イ」に改め，同条第６項中「附則第１５条第３２項第１号ロ」を「附則第１５条第３３項第１号ロ」に改め，同条第７項中「附則第１５条第３２項第１号ハ」を「附則第１５条第３３項第１号ハ」に改め，同条第８項中「附則第１５条第３２項第１号ニ」を「附則第１５条第３３項第１号ニ」に改め，同条第９項中「附則第１５条第３２項第１号ホ」を「附

報告	頁数
2号	3

則第１５条第３３項第１号ホ」に改め，同条第１０項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３３項第２号イ」に改め，同条第１１項中「附則第１５条第３２項第２号ロ」を「附則第１５条第３３項第２号ロ」に改め，同条第１２項中「附則第１５条第３２項第３号イ」を「附則第１５条第３３項第３号イ」に改め，同条第１３項中「附則第１５条第３２項第３号ロ」を「附則第１５条第３３項第３号ロ」に改め，同条第１４項中「附則第１５条第３２項第３号ハ」を「附則第１５条第３３項第３号ハ」に改め，同条第１５項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３８項」に改め，同条第１６項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改め，同条第１７項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改め，同条第１８項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４７項」に改める。

附則第１０条の３第１２項を同条第１３項とし，同条第１１項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め，同項を同条第１２項とし，同条第１０項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め，同項を同条第１１項とし，同条第９項を同条第１０項とし，同条第８項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め，同項を同条第９項とし，同条第７項第４号中「附則第１２条第２１項」を「附則第１２条第２３項」に改め，同項第６号中「附則第１２条第２２項」を「附則第１２条第２４項」に改め，同項を同条第８項とし，同条第６項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め，同項を同条第７項とし，同条第５項の次に次の１項を加える。

６　法附則第１５条の８第４項の家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第１２条第１６項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）

（２）家屋の所在，家屋番号，種類及び床面積

（３）家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第１０条の３の次に次の１条を加える。

（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の４　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては，同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

（２）法附則第１６条の２第１項に規定する被災住宅用地の上に平成２８年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（３）当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（４）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成３１年度分及び平成３２年度分の固定資産税については，第７４条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は，同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

（１）代表者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）

（２）特定被災共用土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途

（３）特定被災共用土地に係る法附則第１６条の２第３項に規定する被災区分所有家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途

（４）各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

（５）法附則第１６条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の２第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

報告頁数
2号 5

附則第１３条の２第３項の表以外の部分中「第４号」を「第５号」に改め，同項の表第１項中表以外の部分の項中「第４号」を「第５号」に，「本条」を「この条」に改める。

附則第１６条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に，「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め，同条第２項から第４項までを削り，同条第５項中「附則第３０条第６項第１号及び第２号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に，「第２項の表」を「次の表」に改め，同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第５項を同条第２項とし，同条第６項中「附則第３０条第７項第１号及び第２号」を「附則第３０条第３項第１号及び第２号」に改め，「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え，「第３項の表」を「次の表」に改め，同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第６項を同条第３項とし，同条第７項中「附則第３０条第８項第１号及び第２号」を「附則第３０条第４項第１号及び第２号」に，「第４項の表」を「次の表」に改め，同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条第７項を同条第４項とする。

報告 2号 頁数 6

附則第１６条の２第１項中「第７項」を「第４項」に改める。

附則第２２条第３項中「の各号」を削り，同項第１号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え，同条に次の１項を加える。

４　法附則第５６条第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

第２条　守谷市税条例の一部を次のように改正する。

第３６条の２中第８項を第９項とし，第７項を第８項とし，第６項を第７項とし，第５項の次に次の１項を加える。

６　第１項又は第５項の場合において，前年において支払を受けた給与で所得税法第１９０条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが，第１項の申告書を提出するときは，法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては，施行規則で定める記載によることができる。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め，同条第１項中「同項の」を「同項に規定する」に改め，同項第３号を同項第４号とし，同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め，同条第１項中「第２０３条の５第１項」を「第２０３条の６第１項」に改め，「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって，扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え，「同項の」を「所得税法第２０３条の６第１項に規定する」に，「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め，同項第３号を同項第４号とし，同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

第３６条の３の３第２項中「第２０３条の５第２項」を「第２０３条の６第２項」に改め，同条第４項中「第２０３条の５第５項」を「第２０３条の６第６項」に改める。

第３６条の４第１項中「によって」を「により」に，「同条第７項」を「同条第８項」に，「第８項」を「第９項」に，「においては」を「には」に改める。

附則第１５条の２に次の３項を加える。

２　県知事は，当分の間，前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

３　県知事は，当分の間，第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき，その納付すべき額について不足額があることを附則第１５条の４の規定により読み替えられた第８１条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして，軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は，同項の不足額に，これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第１５条の２を附則第１５条の２の２とし，附則第１５条の次に次の１条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第１５条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては，当該３輪以上の軽自動車の取得が平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までの間（附則第１５条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り，第８０条第１項の規定にかかわらず，軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第１５条の６に次の１項を加える。

３　自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第８１条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については，当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り，これらの規定中「１００分の２」とあるのは「１００分の１」とする。

附則第１６条中「附則第３０条」を「附則第３０条第１項」に，「指定」

の次に「（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え，同条に次の３項を加える。

２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（２）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（３）（ｉ）	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（２）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（３）（ｉ）	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（２）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（３）（ｉ）	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条の２を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１６条の２　市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は，納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして，軽自動車税の種別割に関する規定（第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した額とする。

第３条　守谷市税条例の一部を次のように改正する。

第２４条第１項第２号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第１６条第１項中「第４項」を「第５項」に改め，同条に次の１項を加える。

５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車のうち，自家用の乗用のものに対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３４年度分の軽自動車税の種別割に

報告 2号 頁数 10

限り，当該軽自動車が平成３４年４月１日から平成３５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３５年度分の軽自動車税の種別割に限り，第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第４項」を「第５項」に改める。

（守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　守谷市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年守谷市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち，守谷市税条例附則第１５条の次に５条を加える改正規定（同条例附則第１５条の６第２項に係る部分に限る。）中「については」の次に「，当分の間」を加え，同条例附則第１６条第１項の改正規定中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」を「法附則第３０条」に，「平成３１年度分」を「当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第５条　守谷市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年守谷市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち，守谷市税条例第４８条第１項の改正規定中「及び第１１項」を「，第１１項及び第１３項」に改め，同条に３項を加える改正規定中「３項」を「８項」に改め，同改正規定（同条第１０項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第１２項」を加え，「その他施行規則で定める方法」を削り，同改正規定（同条第１２項に係る部分に限る。）中「申告は，」の次に「申告書記載事項が」を加え，同改正規定に次のように加える。

１３　第１０項の内国法人が，電気通信回線の故障，災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で，かつ，同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において，同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは，当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については，前３項の規定は適用しない。法人税法第７５条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第１０項の内国法人が，当該税務署長の承認を受け，又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を，納税申告書の提出期限の前日までに，又は納税申告書に添付して当該提出期限までに，市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第１０項の申告についても，同様とする。

１４　前項前段の承認を受けようとする内国法人は，同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情，同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して，当該期間の開始の日の１５日前までに，これを市長に提出しなければならない。

１５　第１３項の規定の適用を受けている内国法人は，第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは，その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

１６　第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき，法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは，これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については，第１３項前段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは，この限りでない。

１７　第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき，第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは，これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については，第１３項後段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは，この限りでない。

附則第１条第５号中「３項を」を「８項を」に改める。

附則第２条第４項中「第１２項」を「第１７項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中守谷市税条例第３４条の７の改正規定並びに同条例附則第７条の４，第９条及び第９条の２の改正規定並びに次条第２項から第４項までの規定　平成３１年６月１日

（２）第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第７条の規定　平成３１年１０月１日

（３）第２条中守谷市税条例第３６条の２中第８項を第９項とし，第７項を第８項とし，第６項を第７項とし，第５項の次に１項を加える改正規定並びに第３６条の３の２，第３６条の３の３及び第３６条の４第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　平成３２年１月１日

（４）第３条中守谷市税条例第２４条の改正規定及び附則第４条の規定　平成

報告 2号 頁数 12

３３年１月１日

（５）第３条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第８条の規定　平成３３年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き，第１条の規定による改正後の守谷市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は，平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成３０年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

２　新条例第３４条の７並びに附則第７条の４及び第９条の２の規定は，平成３２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成３１年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

３　新条例第３４条の７第１項及び附則第９条の２の規定の適用については，平成３２年度分の個人の市民税に限り，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３４条の７第１項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第１項第１号に掲げる寄附金（平成３１年６月１日前に支出したものに限る。）
附則第９条の２	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金（平成３１年６月１日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は守谷市税条例等の一部を改正する条例（平成３１年守谷市条例第　　号）附則第２条第４項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第１条の規定による改正前の守谷市税条例附則第９条第３項の規定による同条第１項に規定する申告特例通知書の

報告　頁数
2号　13

		送付

４　新条例附則第９条第１項から第３項までの規定は，市民税の所得割の納税義務者が前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号。以下この項において「改正法」という。）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金について適用し，市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第１条の規定による改正前の地方税法第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金については，なお従前の例による。

第３条　附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の守谷市税条例（次項及び第３項において「３２年新条例」という。）第３６条の２第７項の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後に平成３２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し，同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成３１年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については，なお従前の例による。

２　３２年新条例第３６条の３の２第１項（第３号に係る部分に限る。）の規定は，附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき守谷市税条例第３６条の２第１項に規定する給与について提出する３２年新条例第３６条の３の２第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

３　３２年新条例第３６条の３の３第１項の規定は，附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第６号）第１条の規定による改正後の所得税法（昭和４０年法律第３３号。以下この項において「新所得税法」という。）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（新所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する３２年新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

第４条　附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の守谷市税条例第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定は，平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成３２年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成３１年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成３０年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第６条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は，平成３１年度分の軽自動車税について適用し，平成３０年度分までの軽自動車税については，なお従前の例による。

報告	頁数
2号	14

第７条　別段の定めがあるものを除き，附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の守谷市税条例（以下「３１年１０月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　３１年１０月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，平成３２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第８条　附則第１条第５号に掲げる規定による改正後の守谷市税条例の規定は，平成３３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，平成３２年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

報告	頁数
2号	15

参考資料

守谷市税条例新旧対照表（第１条関係）

改　正	現　行
（寄附金税額控除） 第３４条の７　所得割の納税義務者が，前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合には，法第３１４条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては，当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において，当該控除額が当該所得割の額を超えるときは，当該控除額は，当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）及び（２）（略） ２　前項の特例控除額は，法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （たばこ税の課税標準） 第９４条　（略） ２から７まで　（略） ８　前項の計算に関し，加熱式たばこの品目ごとの１個	（寄附金税額控除） 第３４条の７　所得割の納税義務者が，前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合においては，法第３１４条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第１号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては，当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において，当該控除額が当該所得割の額を超えるときは，当該控除額は，当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）及び（２）（略） ２　前項の特例控除額は，法第３１４条の７第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （たばこ税の課税標準） 第９４条　（略） ２から７まで　（略） ８　前項の計算に関し，加熱式たばこの品目ごとの１個

議会資料 2号 16

当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額　　に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

附　則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第７条の３の１（略）

第７条の３の２　平成２２年度から平成４５年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から平成３３年までの各年である場合に限る。）において，前条第１項の規定の適用を受けないときは，法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（削除）

当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本のたばこ税に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

附　則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第７条の３の１（略）

第７条の３の２　平成２２年度から平成４３年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から平成３３年までの各年である場合に限る。）において，前条第１項の規定の適用を受けないときは，法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第３４条の３及び第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定は，次に掲げる場合に限り適用する。

（１）前項の規定の適用を受けようとする年度分の第３６条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第３６条の３第１項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第４１条第１項に規定する住宅借入金等特別

報告 頁数 2号 17

税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

（２）前号に掲げる場合のほか，前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在において法第３１７条の６第１項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって，前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが，前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条の２の２の規定の適用を受けている場合

２　前項の規定の適用がある場合における第３４条の８及び第３４条の９第１項の規定の適用については，第３４条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と，第３４条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。

３　第１項の規定の適用がある場合における第３４条の８及び第３４条の９第１項の規定の適用については，第３４条の８中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第７条の３の２第１項」と，第３４条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第７条の３の２第１項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第１６条の３第１項，附則第１６条の４第１項，

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第３４条の７の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が，法第３１４条の７第２項第２号　若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって，当該納税義務者の前年中の所得について，附則第１６条の３第１項，附則第１６条の４第１項，

報告 2号 頁数 18

附則第１７条第１項，附則第１８条第１項，附則第１９条第１項，附則第１９条の２第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは，第３４条の７第２項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第９条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は，当分の間，第３４条の７第１項及び第２項の規定により　控除すべき金額の控除を受けようとする場合には，第３６条の２第４項の規定による申告書の提出（第３６条の３の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第３７号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて，法第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金　」という。）を支出する際，法附則第７条第８項から第１０項までに規定するところにより，地方団体に対する寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）に対し，同条第８項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知

附則第１７条第１項，附則第１８条第１項，附則第１９条第１項，附則第１９条の２第１項又は附則第２０条第１項の規定の適用を受けるときは，第３４条の７第２項に規定する特例控除額は，同項の規定にかかわらず，法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金控除額　に係る申告の特例等）

第９条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は，当分の間，第３４条の７第１項及び第２項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には，第３６条の２第４項の規定による申告書の提出（第３６条の３の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第３７号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて，法第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金　（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際，法附則第７条第８項から第１０項までに規定するところにより，地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長　に対し，同条第８項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知

報告 頁数 2号 19

書」という。）を送付することを求めることができる。

2　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は，当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第７条第１０項第１号に掲げる事項に変更があったときは，同条第９項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の１月１０日までに，当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し，施行規則で定めるところにより，当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3　申告特例の求めを受けた都道府県知事等は，申告特例対象年の翌年の１月３１日までに，法附則第７条第１０項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第１１項の規定により住所の変更の届出があったときは，当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し，施行規則で定めるところにより，申告特例通知書を送付しなければならない。

4　（略）

第９条の２　当分の間，所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金　　を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書

書」という。）を送付することを求めることができる。

2　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は，当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第７条第１０項第１号に掲げる事項に変更があったときは，同条第９項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の１月１０日までに，当該申告特例の求めを行った地方団体の長　に対し，施行規則で定めるところにより，当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3　申告特例の求めを受けた地方団体の長　は，申告特例対象年の翌年の１月３１日までに，法附則第７条第１０項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第１１項の規定により住所の変更の届出があったときは，当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し，施行規則で定めるところにより，申告特例通知書を送付しなければならない。

4　（略）

第９条の２　当分の間，所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し，かつ，当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書

報告 2号 頁数 20

の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には，法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を，第３４条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　（略）

２から４まで　（略）

５　法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

６　法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

７　法附則第１５条第３３項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第１５条第３３項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

９　法附則第１５条第３３項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３

の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては，法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を，第３４条の７第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　（略）

２から４まで　（略）

５　法附則第１５条第３２項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

６　法附則第１５条第３２項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

７　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第１５条第３２項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

９　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３

分の２とする。

１０　法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

１１　法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

１２　法附則第１５条第３３項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１３　法附則第１５条第３３項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１４　法附則第１５条第３３項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１５　法附則第１５条第３８項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

１６　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。

１７　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１８　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

分の２とする。

１０　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

１１　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

１２　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１３　法附則第１５条第３２項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１４　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１５　法附則第１５条第３７項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

１６　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。

１７　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

１８　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

報告頁数 2号 22

１９　（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第１０条の３　（略）

２から５まで　（略）

６　法附則第１５条の８第４項の家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第１２条第１６項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）

（２）家屋の所在，家屋番号，種類及び床面積

（３）家屋の建築年月日及び登記年月日

７　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（６）まで　（略）

１９　（略）

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第１０条の３　（略）

２から５まで　（略）

（新設）

６　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（６）まで　（略）

報告 頁数
2号 23

8　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（３）まで　（略）

（４）令附則第１２条第２３項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

（５）　（略）

（６）居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２４項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

（７）　（略）

9　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（４）まで　（略）

7　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（３）まで　（略）

（４）令附則第１２条第２１項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

（５）　（略）

（６）居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２２項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

（７）　（略）

8　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（４）まで　（略）

報告頁数 2号 24

（５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等

（６）　（略）

１０　（略）

１１　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（４）まで　（略）

（５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等

（６）　（略）

１２　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修

（５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

（６）　（略）

９　（略）

１０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（４）まで　（略）

（５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

（６）　（略）

１１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修

報告書 頁数 2号 25

後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（６）まで　（略）

１３　（略）

（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の４　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては，同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

（２）法附則第１６条の２第１項に規定する被災住宅用地の上に平成２８年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

（３）当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合及び

後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）から（６）まで　（略）

１２　（略）

（新設）

報告 2号 頁数 26

同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

（４）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成３１年度分及び平成３２年度分の固定資産税については，第７４条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は，同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

（１）代表者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）

（２）特定被災共用土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途

（３）特定被災共用土地に係る法附則第１６条の２第３項に規定する被災区分所有家屋の所在，家屋番号，

報告 2号 頁数 27

種類，構造及び床面積並びにその用途

（４）各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

（５）法附則第１６条の２第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の２第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第１３条の２　（略）

２　（略）

３　前２項の規定は，平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第２項第２号から第５号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第１４条の２第１項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土

（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第１３条の２　（略）

２　（略）

３　前２項の規定は，平成５年度に係る賦課期日後に令附則第１４条の２第２項第２号から第４号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第１４条の２第１項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土

規告 頁数 2号 28

地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１項中表以外の部分	平成６年度	市街化区域設定年度（令附則第１４条の２第２項第２号から第５号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の１月１日（当該事由の生じた日が１月１日である場合には，同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	平成５年度に	市街化区域設定年度に
（略）		

（軽自動車税の税率の特例）

第１６条　平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する平成３１年度分

地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第１項中表以外の部分	平成６年度	市街化区域設定年度（令附則第１４条の２第２項第２号から第４号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の１月１日（当該事由の生じた日が１月１日である場合には，同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条　において同じ。）
	平成５年度に	市街化区域設定年度に
（略）		

（軽自動車税の税率の特例）

第１６条　法附則第３０条第１項

に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」と

報告 2号 頁数 29

の軽自動車税に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（削除）

（削除）

いう。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

２　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成２９年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第５項を除く。）において同じ。）に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成２９年度分の軽自動車税に限り，次の

報告頁数 2号 30

（削除）

2　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受け

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

4　法附則第３０条第５項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，平成２９年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

5　法附則第３０条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受け

報告 頁数 2号 31

た場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円

た場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

６　法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車

に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第１６条の２　市長は，軽自動車税の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認

７　法附則第３０条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り，第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第１６条の２　市長は，軽自動車税の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認

定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２から４まで　（略）	２から４まで　（略）
（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法附則第５６条第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は，同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次＿＿に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	３　法附則第５６条第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は，同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
（１）代表者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称）	（１）代表者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名＿＿＿）
（２）から（５）まで　（略）	（２）から（５）まで　（略）
４　法附則第５６条第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」	（新設）

と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	

報告 2号
頁数 35

参考資料

守谷市税条例新旧対照表（第２条関係）

改　正	現　行
（市民税の申告） 第３６条の２　（略） ２から５まで　（略） ６　第１項又は第５項の場合において，前年において支払を受けた給与で所得税法第１９０条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが，第１項の申告書を提出するときは，法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては，施行規則で定める記載によることができる。 ７　（略） ８　（略） ９　（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に	（市民税の申告） 第３６条の２　（略） ２から５まで　（略） （新設） ６　（略） ７　（略） ８　（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第３６条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に

報告資料 2号 36

給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）　（略）

（３）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

（４）　（略）

２から５まで　（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって，扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる

給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）　（略）

（新設）

（３）　（略）

２から５まで　（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第３６条の３の３　所得税法第２０３条の５第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項の

公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項

審議回数 2号 37

事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）　（略）

（３）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

（４）　（略）

２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは，公的年金等受給者は，当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り，施行規則で定めるところにより，前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。

３　（略）

４　公的年金等受給者は，第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該公的年金

を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（新設）

（３）　（略）

２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは，公的年金等受給者は，当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り，施行規則で定めるところにより，前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。

３　（略）

４　公的年金等受給者は，第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第２０３条の５第５項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には，施行規則で定めるところにより，当該申告書の提出に代えて，当該公的年金

等支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	等支払者に対し，当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5　（略）	5　（略）
（市民税に係る不申告に関する過料）	（市民税に係る不申告に関する過料）
第３６条の４　市民税の納税義務者が第３６条の２第１項，第２項若しくは第３項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第８項若しくは第９項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には，その者に対し，１０万円以下の過料を科する。	第３６条の４　市民税の納税義務者が第３６条の２第１項，第２項若しくは第３項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第７項若しくは第８項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては，その者に対し，１０万円以下の過料を科する。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
附　則	附　則
（軽自動車税の環境性能割の非課税）	（新設）
第１５条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては，当該３輪以上の軽自動車の取得が平成３１年１０月１日から平成３２年９月３０日までの間（附則第１５条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り，第８０条第１項の規定にかかわらず，軽自動車税の環境性能割を課さない。	
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の２の２　（略）	第１５条の２　（略）
２　県知事は，当分の間，前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（新設）
３　県知事は，当分の間，第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき，その納付すべき額について不足額があることを附則第１５条の４の規定により読み替えられた第８１条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９	（新設）

報告書 2 頁数 40

条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして，軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。	
４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は，同項の不足額に，これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	（新設）
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第１５条の６　（略）	第１５条の６　（略）
２　（略）	２　（略）
３　自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第８１条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については，当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り，これらの規定中「１００分の２」とあるのは「１００分の１」とする。	（新設）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第１６条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以	第１６条　法附則第３０条に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以

議会資料 2号 41

後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（２）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（３）（ⅰ）	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成

後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（新設）

（新設）

報告 2号 頁数 42

３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（２）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（３）（ｉ）	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については，当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３２年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該ガソリン軽自動車が平成３２年４月１日から平成３３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３３年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（新設）

報告 2号 頁数 43

第２号ア（２）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（３）（ⅰ）	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（３）（ⅱ）	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第１６条の２　市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は，納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第８３条第２項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限）後において知った場合において，当該事実が生じた原因が，国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは，当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者

第１６条の２　削除

とみなして，軽自動車税の種別割に関する規定（第８７条及び第８８条の規定を除く。）を適用する。 ３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は，同項の不足額に，これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した額とする。	

参考資料

守谷市税条例新旧対照表（第３条関係）

改　　正	現　　行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては，市民税（第２号に該当する者にあっては，第５３条の２の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし，法の施行地に住所を有しない者については，この限りでない。 （１）　（略） （２）障がい者，未成年者，寡婦，寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。） ２　（略） 附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第５項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる	（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては，市民税（第２号に該当する者にあっては，第５３条の２の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし，法の施行地に住所を有しない者については，この限りでない。 （１）　（略） （２）障がい者，未成年者，寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。） ２　（略） 附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第１６条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第８２条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる

報告 2号 頁数 46

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２から４まで　（略） ５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車のうち，自家用の乗用のものに対する第８２条の規定の適用については，当該軽自動車が平成３３年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３４年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車が平成３４年４月１日から平成３５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３５年度分の軽自動車税の種別割に限り，第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１６条の２　市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２及び３　（略）	同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略） ２から４まで　（略） （新設） （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第１６条の２　市長は，軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し，３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ２及び３　（略）

報告頁数 2号 47

参考資料

守谷市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第４条関係）

改　　正	現　　行
（守谷市税条例の一部改正）	（守谷市税条例の一部改正）
第１条　守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。	第１条　守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。
（中略）	（中略）
附則第１５条の次に次の５条を加える。	附則第１５条の次に次の５条を加える。
（中略）	（中略）
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第１５条の６　（略）	第１５条の６　（略）
２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については，当分の間，同号中「１００分の３」とあるのは，「１００分の２」とする。	２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については＿＿＿＿，同号中「１００分の３」とあるのは，「１００分の２」とする。
附則第１６条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第１項中「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」を「法附則第３０条」に，「平成３１年度分」を「当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」に	附則第１６条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に

報告第2号　頁数48

改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同項の表を次のように改める。 (略)	改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同項の表を次のように改める。 (略)

報告 2号 頁数 49

参考資料

守谷市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第５条関係）

改　正	現　行
（守谷市税条例の一部改正） 第１条　守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第４８条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項，第１１項及び第１３項において「納税申告書」という。）」を加え，同条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改め，同項を同条第９項とし，同条第６項を同条第８項とし，同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め，同項を同条第７項とし，同条第４項を同条第６項とし，同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め，同項を同条第５項とし，同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に，「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に，「前項」を「第１項」に改め，同項を同条第４項とし，同条第１項の次に次の２項を加える。 ２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が，租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には，法第３２１条の８第２４項	（守谷市税条例の一部改正） 第１条　守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第４８条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加え，同条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改め，同項を同条第９項とし，同条第６項を同条第８項とし，同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め，同項を同条第７項とし，同条第４項を同条第６項とし，同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め，同項を同条第５項とし，同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に，「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に，「前項」を「第１項」に改め，同項を同条第４項とし，同条第１項の次に次の２項を加える。 ２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が，租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には，法第３２１条の８第２４項

製作頁数 2号 50

及び令第４８条の１２の２に規定するところにより，控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　内国法人が，租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には，法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより，控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第４８条に次の８項を加える。

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は，第１項の規定により，納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については，同項の規定にかかわらず，同条第４２項及び施行規則で定めるところにより，納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１２項において「申告書記載事項」という。）を，法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し，かつ，地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により市長に提供することにより，行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については，申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして，この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

及び令第４８条の１２の２に規定するところにより，控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　内国法人が，租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には，法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより，控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第４８条に次の３項を加える。

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は，第１項の規定により，納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については，同項の規定にかかわらず，同条第４２項及び施行規則で定めるところにより，納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項＿＿＿＿＿＿において「申告書記載事項」という。）を，法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し，かつ，地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより，行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については，申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして，この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

報告書 2号 頁数 51

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は，申告書記載事項が法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

１３　第１０項の内国法人が，電気通信回線の故障，災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で，かつ，同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において，同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは，当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については，前３項の規定は適用しない。法人税法第７５条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第１０項の内国法人が，当該税務署長の承認を受け，又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を，納税申告書の提出期限の前日までに，又は納税申告書に添付して当該提出期限までに，市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第１０項の申告についても，同様とする。

１４　前項前段の承認を受けようとする内国法人は，同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情，同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は，＿＿＿＿＿＿＿＿法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

整理番号 2号 頁数 52

則で定める書類を添付して，当該期間の開始の日の１５日前までに，これを市長に提出しなければならない。

１５　第１３項の規定の適用を受けている内国法人は，第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは，その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

１６　第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき，法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは，これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については，第１３項前段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは，この限りでない。

１７　第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき，第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは，これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については，第１３項後段の規定は適用しない。ただし，当該内国法人が，同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは，この限りでない。

附　則

附　則

報告頁数 2号 53

（施行期日） 第１条　（略） （１）から（４）まで　（略） （５）第１条中守谷市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１項の改正規定並びに同条に８項を加える改正規定並びに次条第４項の規定　平成３２年４月１日 （６）から（１０）まで　（略） （市民税に関する経過措置） 第２条　（略） ２及び３　（略） ４　新条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１７項までの規定は，前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。	（施行期日） 第１条　（略） （１）から（４）まで　（略） （５）第１条中守谷市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第４項の規定　平成３２年４月１日 （６）から（１０）まで　（略） （市民税に関する経過措置） 第２条　（略） ２及び３　（略） ４　新条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１２項までの規定は，前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

報告員数 2号 54